

昨二十五日の緊急執行委員会は基金積立に關して左の如く決定し、即時全支部に其の実行を指令すべしと、なつたのである。

1. 本部斗争基金は一人に付一月を徴集す
2. 支部は一人に付金五円以上を徴集積立てること
3. 積立てるは毎月給拜日とするも同に合符ない場合は本月三十一日迄に必ず納入すること
4. 支部積立てること（既存積立金の如何に拘らず五円積立てること）
5. 未納費の未納は本月三十一日迄に必ず納入すべし

右通達す

檄

近來諸新聞に依つて我々従業員に對し大彈壓がある如く喧傳され我々をして不安な氣持を興せつつある。

我電車部は、市電經營の狀態より見て、近き將來に上述の大彈壓の來るを豫知し、鋭意陣容の整備に努め、一面當局の意圖を糾明す可く幾回となく當局に交渉に赴きつつあつたが、近來山下局長は病を理由として登壇せず、他面彈壓案作成に狂奔しつづつあるもの如くである。

去る廿五日、本部は急迫せる局面を糾明す可く局長に面會を求めたが、不在故、市役所に澤本主管理役に面會し大彈壓の意圖を糾明したるに、巧妙なる答辨の中に近き將來に大彈壓ある可きを豫想された。

大彈壓の下さる可き時期に就ては豫知を許さぬ状態にあり、速急に生活權保護の準備をす可き必要に迫られた。全支部は聞變を入れず一筋に立上り得る工作を急げ

- 誠實賃下げ労働加重絶對反對。
- 各支部は不取敢一人五圓以上の基金を用意しろ。
- 一切の闘争準備を完備せよ。
- 生活權保護萬歳。

一九三四、八、二七

東 交 電 車 部